

○高木(美)委員 野党法案におきましては、保護者支援プログラム、いわゆる特定指導を義務化するとしております。保護者に対する指導及び支援の強化として、保護者の意に反する施設入所等の措置がとられた場合、当該保護者について特定指導を行わなければならない、また、児童虐待を行った保護者について指導を行う場合は、特定指導を行うよう努めるものとする、このようにされております。

既に、政府の関係閣僚会議が決定をいたしました児童虐待防止対策の抜本的強化におきましても、保護者支援プログラムの推進は盛り込まれております。取組を強化、推進するという必要性につきましても、認識を共有するものです。

ただ、保護者指導を一律に義務づけるということには、私は慎重な検討が必要と思っております。それは、支援プログラムが実効性を上げるためには、あくまでも本人の意識、意欲が重要でありまして、あくまでもその改善状況をよく見ていく必要があるのではないかと思います。

例えば、保護者が子供を取り返すことを目的に形だけの受講を受けるとなると、実際は改善されていないのに、私はプログラムを受けました、子供を家庭復帰させてくださいと、かえって家庭復帰を求める口実を与えることになりかねないのではないかと考えています。これにつきまして、提案者がどのようにお考えか、伺います。

○山井議員 高木先生、重要な御指摘ありがとうございます。

本法案においては、保護者に対する指導を義務づけているのは、保護者の意に反する一時入所等の措置がとられる場合に限られており、このような場合には、一般的には虐待の程度が深刻である場合であることから、その深刻さを保護者が自覚する必要がある、支援プログラムを義務づけることには十分な意義があると考えております。

確かに、保護者が子供を取り返すために保護者支援プログラムを形だけ受講するケースも考えられますが、そうした形であっても、プログラムを通じて受講者の自覚が促されることが期待されます。

なお、施設入所等の措置の解除については、児童福祉司の意見を聞くとともに、指導の効果や保護者の心身の状況、児童の家庭環境などを総合的に勘案した上で判断されるものであり、プログラムを受講したからといって解除されるものではありません。したがって、御懸念のような事態は生じないものと考えております。

私も、学生時代、六年間、母子生活支援施設というところでボランティアをしておりましたが、そこで、DV被害のお母さん、あるいは虐待を受けた子供たちと接してきましたけれども、子供は悪くない、とにかく親が変わらねばということは強く感じましたので、高木先生もおっしゃっていましたが、この保護者支援プログラムという保護者への支援、指導というのはしっかり進めていきたいと考えております。